

寒河江市紙おむつ支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護者の経済的負担の軽減により保健衛生の保持を図るため、紙おむつの使用を必要とする者に対し、紙おむつを支給する寒河江市紙おむつ支給事業（以下「支給事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給事業の対象者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有する在宅の要介護高齢者等で、かつ、1月を超える期間継続しておむつを使用している者とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項及び第25項に規定する介護保険施設等に入所している者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）により扶助を受けている者を除く。

- (1) 別表1の障がい高齢者の日常生活自立度がランクB及びCの寝たきり高齢者
- (2) 別表2の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ及びMの認知症高齢者
- (3) 前2号に相当すると認められる者
- (4) 重度の心身障がいのため常時失禁状態にある者

(支給限度額)

第3条 支給事業における紙おむつの支給に係る額（以下「支給限度額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 支給対象者及び申請時点で支給対象者と同一世帯に属する者の市民税が非課税の場合 月額6,000円
- (2) 支給対象者及び申請時点で支給対象者と同一世帯に属する者の市民税所得

割額の合計額が16万円未満の場合 月額3,000円

2 前項各号の市民税は、申請日の属する年度の市民税とする。ただし、申請日の属する月が4月又は5月の場合は、前年度の市民税とする。

(支給対象品目)

第4条 支給対象品目は、次に掲げるものとする。

- (1) テープ型紙おむつ
- (2) フラット型紙おむつ
- (3) リハビリパンツ型紙おむつ
- (4) 尿取りパット
- (5) おしり拭き

(指定店)

第5条 市長は、市内の薬局又は薬店の中から寒河江市紙おむつ支給事業指定店(以下「指定店」という。)を指定するものとする。

(指定の申出)

第6条 指定店の指定を受けようとする者は、寒河江市紙おむつ支給事業指定店指定申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)を市長に提出しなければならない。

(登録の通知)

第7条 市長は、前条の申出書を受理し、指定店として指定することを決定したときは、寒河江市紙おむつ支給事業指定店登録通知書(様式第2号)により申出者に通知するものとする。

(支給の申請)

第8条 支給事業による紙おむつの支給を受けようとする者又はその家族等(以下「申請者」という。)は、支給対象品目の受取を希望する指定店その他必要事項を記載した紙おむつ支給申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)を市

長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容について調査及び審査を行い、支給の可否及び支給限度額並びに申請者が受取を希望する指定店（以下「登録店」という。）を決定し、その旨を申請者に対し、紙おむつ支給決定通知書（様式第4号）又は紙おむつ支給却下通知書（様式第5号）により通知するとともに、支給を決定した者に対し、紙おむつ受給券（様式第6号。以下「受給券」という。）を交付するものとする。

2 前項の決定に係る支給期間は、前条の申請書を受理した日の属する月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

(登録店への通知)

第10条 市長は、月ごとの受給者一覧表（様式第7号。以下「一覧表」という。）を作成し、毎月5日までに登録店に通知するものとする。

(紙おむつの受取り)

第11条 支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、第9条第2項の期間内に、登録店において毎月1回、受給券と引換えに支給対象品目を受け取るものとする。

(支給額の請求)

第12条 指定店は、月ごとに支給した支給対象品目の金額を取りまとめ、受給券及び一覧表を添えて、市長に請求するものとする。

(登録店の変更届)

第13条 受給者は、登録店を変更しようとするときは、寒河江市紙おむつ支給事業登録店変更届出書（様式第8号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項の変更届の提出があったときの登録店への通知は、第10条第1項の規

定を準用する。

(届出義務)

第14条 受給者は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届出を行い、受給券を返還しなければならない。

- (1) 支給対象者が死亡し、又は転出したことにより本市の住民でなくなったとき。
- (2) 介護保険施設等に入所し、又は入院したとき。
- (3) 紙おむつが準備される病院、施設等に入所し、又は入院したとき。
- (4) 生活保護法に基づく扶助を受けることが決定したとき。
- (5) 第2条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。

(不正使用等の禁止)

第15条 受給者は、受給券を不正に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

- 2 市長は、受給者が受給券を不正に使用し、又は他人に譲渡した場合は、支給の決定を取り消すとともに、受給券及び不正利得相当額の返還を求めることができる。

(指定の取消し)

第16条 市長は、指定店として適当でないと認めた場合は、指定を取り消すことができる。この場合において、指定の取消しを決定したときは、紙おむつ支給事業指定店登録取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(留意事項)

第17条 この事業の対象者のうち、第2条第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、市民税非課税の者については、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に基づく任意事業の家族介護支援事業の対象として取り扱うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(令和3年度寒河江市紙おむつ支給実施要綱の廃止)

- 2 令和3年度寒河江市紙おむつ支給実施要綱（令和3年4月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(指定に関する経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第7条に規定する指定店としての指定を受けている者は、施行日に第7条の指定を受けたものとみなす。

(支給に関する経過措置)

- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱第8条の規定により提出されている申請書については、第8条の規定により提出されている申請書とみなす。

- 5 この要綱の施行の際現に旧要綱第9条の規定によりなされた支給の決定については、第9条に規定する支給の決定とみなす。

(支給額の支払いに関する経過措置)

- 6 この要綱の施行の際現に旧要綱第12条の規定によりなされた請求については、第12条の規定による請求とみなす。

様式第 1 号（第 6 条関係）

寒河江市紙おむつ支給事業指定店指定申出書

年 月 日

寒河江市長 様

業 者 名
代表者名
所 在 地
電 話

寒河江市紙おむつ支給事業に係る指定店の指定を受けたいので、寒河江市紙おむつ支給事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申出します。

記

店 舗 名		電話番号	
所 在 地	寒河江市		
代表者名			
営 業 日 及 び 営 業 時 間			
※ 市記入欄			

様式第2号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市紙おむつ支給事業指定店登録通知書

寒河江市紙おむつ支給事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり寒河江市紙おむつ支給事業に係る指定店として登録したので通知します。

記

業 者 名			
店 舗 名		電 話 番 号	
所 在 地	寒河江市		
登 録 番 号			

様式第3号（第8条関係）

紙おむつ支給申請書

年 月 日

寒河江市長 様

住所

申請者 氏名

電話

（対象者との関係： ）

紙おむつの支給を受けたいので、寒河江市紙おむつ支給事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

対 象 者	フリガナ 氏 名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日(満 歳)		
	住 所	寒河江市				
	電 話		性別	男 ・ 女		
	常時失禁になった時期	年 月 日頃				
	現在の状況	1. 在宅 / 2. 入所(院)中 (施設名				
	療育手帳	種別 A・B				
	身体障害者手帳	等級	級	障害名		
家 族 構 成	支給決定のため必要なときは、市の担当職員が私の課税資料を閲覧することに同意します。					
	同居世帯員氏名	対象者との続柄	備 考	※市 記 入 欄	市民税均等割額	市民税所得割額
		本人				
紙おむつの受け取りを希望する指定店						
指定店の名称：						
※市記入欄	決定の該当条項	1. 第1号	2. 第2号	3. 第3号	4. 第4号	
	日常生活自立度					
	対象者： <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	市民税均等割額（世帯合計）				
	世帯員： <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	市民税所得割額（世帯合計）				
確認	備考（調査結果等）					
□該当（月額 円） □非該当						

※市記入欄は記入不要です。

番 号
年 月 日

様

寒河江市長

紙おむつ支給決定通知書

先に申請がありました紙おむつ支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者	氏 名	
	住 所	寒河江市
決 定 内 容	支給限度額	
	支給期間	
	登録店	
	支給期日	
支給限度額 対象者が属する世帯全員の (1) 市民税が非課税の場合、月額6,000円 (2) 市民税所得割額の合計が16万円未満の場合、月額3,000円 注意事項 (1) 最初に受給券の注意事項をお読みになって使用してください。 (2) 指定店での引き換え期間は毎月15～22日の間に行ってください。		

番 号
年 月 日

様

寒河江市長

紙おむつ支給却下通知書

先に申請がありました紙おむつ支給について、下記のとおり却下を決定しましたので通知します。

記

対象者	氏 名	
	住 所	寒河江市
却下理由		

様式第8号（第13条関係）

寒河江市紙おむつ支給事業登録店変更届出書

年 月 日

寒河江市長 様

住所

申請者 氏名

電話

(対象者との関係：)

紙おむつの支給に係る登録店を変更したいので、寒河江市紙おむつ支給事業実施要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

対 象 者	氏 名	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
現在の登録店 (変更前)	所在地	寒河江市
	名 称	
希望する登録店 (変更後)	所在地	寒河江市
	名 称	
変更する理由		
※ 市記入欄		

様式第9号（第16条関係）

番 号
年 月 日

様

寒河江市長

紙おむつ支給事業指定店登録取消通知書

寒河江市紙おむつ支給事業実施要綱第16条の規定により、紙おむつ支給事業に係る指定店の登録を取り消しますので通知します。

理由